

## 日本遺産体験プログラムフェスティバル運営業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定を準用し、次のとおり公示します。

令和8年4月1日

日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」推進協議会  
会長 大森 雅夫

### 1 目的

日本遺産体験プログラムフェスティバル運営業務委託を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するもの。

### 2 業務の概要

- (1) 委託名 日本遺産体験プログラムフェスティバル運営業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと
- (3) 委託期間 契約日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 概算予算額 総額4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証金 契約金額の10/100以上の額  
本契約に係る契約保証の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

### 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市、倉敷市、総社市又は赤磐市の入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）のいずれかに登録されていること。登録されていない場合は、参加申請書の提出時に、別紙のとおり有資格者名簿の登録に必要な書類と同等の書類を提出すること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

### 4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和8年4月22日（水）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和8年4月6日（月） 正午まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和8年4月9日（木） 午後3時頃掲載予定
企画提案書の提出	令和8年4月9日（木）～ 令和8年4月22日（水） 正午必着

## 5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>

## 6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

### （1）受付方法

「日本遺産体験プログラムフェスティバル運営業務委託企画競争」に係る質問書（様式3）に質問事項を記載し、電子メールで、メール件名を「【企画競争質問】日本遺産体験プログラムフェスティバル運営業務委託」として、日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」推進協議会事務局（岡山市産業観光局観光部プロモーション・MICE推進課）（以下「事務局」という。）へ提出すること。それ以外の方法では受け付けません。なお、電子メール送信後、電話（事務局直通 086-803-1333）により、メール到着の確認を行うこと。

E-mail : [promotion@city.okayama.jp](mailto:promotion@city.okayama.jp)

### （2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

## 7 企画提案書の提出

### （1）提出方法

事務局宛に、「日本遺産体験プログラムフェスティバル運営業務委託 企画提案書 在中」と朱書きの上、一般書留若しくは簡易書留による郵送又は持参してください。

### （2）提出書類

#### ①企画競争参加申請書（様式1）

#### ②企画提案書（様式2）

- ・原則としてA4判・縦置き・横書き・左綴じ・両面印刷すること。
- ・20ページ以内とし、各ページの下部中央にページ番号をつけること。
- ・作成にあたり、図・イラスト・グラフ等の使用や多色刷りは差し支えないが、ページ数に含むこと。
- ・仕様書（案）を熟読するとともに、企画提案書（様式2）記載の留意事項を確認して、提案者の概要、業務取組方針、類似業務等の実績、別添「仕様書（案）」に定める業務の実施方法、業務実施体制及び実施スケジュールを具体的に記載すること。

#### ③見積書（様式は自由）

- ・見積書には本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記載し、見積総額として合計金額を明記すること。

・見積内容については、人件費、諸経費等の詳細な項目、積算の内訳がわかるようにすること。

(3) 提出部数 各13部

- ・社名、代表者印のあるもの1部（正本）
- ・社名、代表者印のないもの12部（副本）

※副本には社名や代表者名がわかるような表記をしないこと。

※企画競争参加申請書（様式1）及び有資格者名簿の登載に必要な書類と同等の書類は正本1部のみで可。

(4) 注意事項

- ①連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。
- ②企画提案書の提出は、1事業者につき1提案までとします。
- ③仕様書（案）等に関する質問回答を確認の上、提出してください。
- ④提出期限までに提出されなかった提案書等は、いかなる理由でも特定されません。
- ⑤提案書等の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。
- ⑥企画競争参加申請書等提出後の辞退については、令和8年4月22日（水）正午までに書面（任意様式）を事務局に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合も令和8年4月22日（水）正午必着とします。

## 8 特定方法等

(1) 審査体制

日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」推進協議会事務事業委託審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

(2) 審査方法

- ①委員会は、提出書類により、審査項目について審査を行います。（ヒアリングは行いません。）
- ②委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
- ③得点が同点の場合は、評価基準のイベントの企画及び運営の項目において得点が上位の者を特定します。

(3) 評価基準

- ①別紙「日本遺産体験プログラムフェスティバル運営業務委託企画競争企画提案書等評価基準」のとおり
- ②審査した結果、得点が60点を下回る提案については、最適な提案者として特定しません。

(4) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合

- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑥その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(5) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

10 その他留意事項

- (1) 提案書等の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- (3) 特定しなかった提案書等は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨を企画競争参加申請書（様式1）に記載すること。
- (4) 提案書等に虚偽の記載を行った場合、当該提案書等を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (5) 提案書等は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書等特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (8) 契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。
- (9) 契約にあたっては、提案内容と齟齬がある事項を除き、公示の際に提示している契約書（案）の内容を採用します。
- (10) 本業務に関する予算は、日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」推進協議会の令和8年度事業計画案及び令和8年度収支予算案に計上予定ですが、日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」推進協議会令和8年度総会においてそれらが可決・成立しない場合は、本業務は執行しません。なお、それらの場合の応募者

における損害については、日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」推進協議会は一切負担しません。

**【提出先・問い合わせ先】**

日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」推進協議会  
(岡山市産業観光局観光部プロモーション・M I C E 推進課)

担当：大熊・藤原

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1333

ファクス：(086)803-1871

電子メール：promotion@city.okayama.jp